

(証券コード 8917)

平成29年1月11日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役社長 中 島 雄 司

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年1月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成29年1月26日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター 1階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第18期(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件 |
| 第4号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.f-juken.co.jp>)に掲載させていただきます。
 - ◎一昨年から、株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめとさせていただきます。
 - ◎株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお詳細につきましては、後記57頁「株主懇談会のご案内」に記載いたしておりますので、ご参照ください。

事業報告

(平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による各種政策や日銀による大規模な金融緩和を背景に、緩やかな景気回復が期待されたものの、海外経済に対する懸念が強まると、これまで景気回復を下支えしていた円安・株高の傾向が円高・株安傾向に反転し、景気回復基調に足踏みが見られるようになるなど、引き続き予断を許さない状況が続いております。

不動産業界におきましては、住宅ローン金利が低水準で推移している中、底堅い住宅需要が感じられる一方、顧客の住宅を選ぶ目は厳しくなっており、限られた需要に対する販売面での競争は激しい状況が続いております。また、建設業界においては労働者の高齢化や若年層の建設業界離れ等により、建設労働者が不足する状況が生じており、業界として労働者の確保が課題の一つとなっております。

このような環境の中、当社は、お客様に選んでいただける住宅作りへのこだわりを更に強めつつ、将来の事業拡大と収益基盤の強化に取り組み、業績の向上を目指してまいりました。

戸建事業におきましては、主力の戸建分譲において、より良質な分譲用地の確保のために前事業年度から厳選した仕入に取り組んできたことで、今後の売上高を左右する在庫棟数が当事業年度の期首時点では縮小している状況となっております。この状況に対して、平成27年9月から開始した支社・エリア体制によって、地域ごとの責任者のリーダーシップの下、各営業拠点間の連携を高めることで分譲用地仕入業務の活性化に取り組み、当事業年度の仕入決済棟数は、前事業年度の1,505棟から19.2%の増加となる1,794棟となりました。一方、建物の建築工事におきましては、仕入棟数の増加に応じた協力業者の確保が一部の地域で思うように進まなかった影響などから、完成棟数は、前事業年度の1,594棟に対して当事業年度は1,563棟と、売上に結びつく完成棟数を伸ばすまでには至らず、当事業年度の販売棟数においても、前事業年度の1,732棟に対し当事業年度は1,568棟と、前事業年度より9.5%減少する結果となりました。しかしながら、住環境の良い分譲用地を適正な価格で仕入れることに注力して取り組んできたことに加え、建物についても外観、間取りや仕様、各種設備などをトータルにプランニングすることで商品力の向上を図り、顧客ニーズに即した住宅の供給を推進してきた成果によって収益力の改善が進み、経常利益率は前事

業年度の7.9%から当事業年度には10.6%と大きく向上いたしました。また、当事業年度には、平成28年1月に枚方支店（大阪府枚方市）の営業を再開した他、当社の戸建住宅の更なる商品力向上を目指し、協力業者と一体になって企画し仕様・デザインを一新したプランの事業化を手がけ始めるなどの取り組みを行っております。請負工事では、規格型注文住宅を中心にした営業活動の強化を図ることで、販売棟数が前事業年度の66棟から当事業年度には70棟に増加いたしました。また、平成27年12月に「おばあちゃんと暮らす」をテーマにした3階建てエレベーター付戸建住宅のモデルハウスを新設し、商品ラインアップの拡充にも取り組んでおります。

マンション事業では、建築中であった賃貸用マンション2物件が当事業年度に完成し、賃貸への供用を開始したことなどで、賃貸収益が増加いたしました。賃貸部門ではこの他に、賃貸用マンションの建築用地及び賃貸駐車場の取得を行っております。また、平成25年6月に竣工したエフ・ステージ尼崎ファインビュー（兵庫県尼崎市 全69戸）以来となるマンション分譲のプロジェクトを開始し、当事業年度には、建築用地（神戸市須磨区）の取得を行いました。

また、当事業年度には、「特建事業」を開始しており、当社がこれまで培ってきた木造建築のノウハウを戸建事業とは異なる分野で活用することを目指し、集合住宅などの大型木造建築物の請負工事や土地有効活用の提案営業など、事業領域の拡大に向けた取り組みを行っております。

これらの結果、当事業年度における業績は、売上高418億11百万円（前事業年度比 5.7%減）、営業利益45億15百万円（同 26.0%増）、経常利益44億38百万円（同 26.6%増）、当期純利益29億34百万円（同 31.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、総額で3億77百万円の設備投資を行っております。その主なものは、賃貸用マンションの建築（2件）2億4百万円および賃貸用マンション建築用地等の取得（2件）1億44百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社の主な資金需要は分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等であり、当座貸越契約を含む金融機関からの借入により調達しております。当事業年度末の借入金残高は95億95百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第15期 (平成25年10月期)	第16期 (平成26年10月期)	第17期 (平成27年10月期)	第18期 (当事業年度) (平成28年10月期)
売 上 高 (千円)	48,642,447	42,389,711	44,352,438	41,811,492
経 常 利 益 (千円)	5,010,237	3,553,904	3,505,967	4,438,672
当 期 純 利 益 (千円)	3,050,417	2,200,887	2,237,455	2,934,601
1株当たり当期純利益	220円61銭	158円78銭	161円37銭	211円59銭
総 資 産 (千円)	35,985,193	37,169,844	38,023,331	42,784,092
純 資 産 (千円)	20,448,234	22,095,856	23,849,363	26,253,990
1株当たり純資産額	1,474円77銭	1,593円18銭	1,719円16銭	1,892円32銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数は、自己株式数を控除しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。なお、当社の子会社としてファースト工務店株式会社がありますが、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産および損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結計算書類を作成していません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、今後も企業理念に基づいた事業の拡大を継続していくためには、会社の成長に応じた人材の採用ならびに育成、施工能力の確保と建設労働者の減少・高齢化への対処、および、事業の多角化による安定的な経営基盤の確立が必要であると考えております。

人材の採用ならびに育成につきまして、当社の企画営業職は、販売をアウトソーシングする一方、緻密なマーケット調査、プロジェクトの立案、土地の仕入からプランニング、官公庁における許認可の取得、契約と業務が多岐にわたるため、その育成は非常に重要であります。また、工事部門では、施工は協力業者に分離発注する一方、工程、品質、コスト、安全の4つを徹底して管理することに人的資源を集中しておりますが、お客様にご満足していただける商品をつくり、事業を拡大していくためには、これを適切に管理する人材を確保し、育成していくことが必要であります。

これに対し、人材の採用につきましては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期採用を継続して実施しており、当事業年度におきましては20名が入社いたしました。更に、中途採用も継続して実施し、即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的に開催し、法令等を始めとする、業務に必要となる知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

今後も継続して新店舗を出店し、事業エリアを拡大していくためには、その責任者の確保が特に重要であるため、人材の採用ならびに育成を当社の最重要課題として対処してまいります。

施工能力の確保と建設労働者の減少・高齢化への対処につきまして、近年、建設業界においては、若年層の建設業界離れになどより、建設労働者の減少や高齢化が進んでおり、当社住宅の供給棟数を拡大していくためには、施工を行う協力業者の確保が必要となってまいります。これに対し、当社では、継続して協力業者の新規開拓に取り組むとともに、子会社のファースト工務店株式会社における若手大工職人の育成、海外からの技能実習生の受け入れ等の取り組みを行っております。

事業の多角化による安定的な経営基盤の確立につきましては、わが国において将来的な人口や世帯構成の変化が予想されており、それに伴って住宅ニーズも多様化することが見込まれるため、主力の戸建分譲に加え第2、第3の収益の柱となる事業の育成が重要であると考えております。これに対しては、当社では現在、注文住宅の請負工事、マンション分譲や不動産賃貸等のマンション事業を始め、集合住宅など大規模木造建築物の建築請負等を行う特建事業や土地有効活用など、安定的な経営基盤の確立を目指して、住宅に関する周辺領域を対象とした事業分野の拡大を徐々に進めております。

(5) 主要な事業内容（平成28年10月31日現在）

建築工事の設計、工事監理、施工ならびにコンサルティング
不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸ならびに管理
損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務

(6) 主要な営業所等（平成28年10月31日現在）

本 社	兵庫県尼崎市東灘波町五丁目6番9号	
支社・支店	首都圏支社（さいたま市南区）	松戸支店（千葉県松戸市）
	東海支社（愛知県春日井市）	名古屋支店（名古屋市名東区）
	京都東支店（京都市山科区）	京都西支店（京都府向日市）
	高槻支店（大阪府高槻市）	枚方支店（大阪府枚方市）
	守口支店（大阪府守口市）	福島支店（大阪市福島区）
	東大阪支店（大阪府東大阪市）	堺支店（堺市堺区）
	奈良支店（奈良県奈良市）	尼崎支店（兵庫県尼崎市）
	西宮支店（兵庫県西宮市）	御影支店（神戸市東灘区）
	神戸支店（神戸市中央区）	明石支店（兵庫県明石市）
	加古川支店（兵庫県加古川市）	姫路支店（兵庫県姫路市）
	広島支店（広島市安佐南区）	広島東支店（広島市東区）
	福岡支社（福岡市博多区）	

(注) 1. 平成28年1月7日付で、枚方支店の営業を再開いたしました。

2. 平成28年11月1日付で、広島支店の営業部門を広島東支店に統合し、広島支店は工事部門拠点の広島事務所といたしております。

(7) 使用人の状況（平成28年10月31日現在）

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢（前事業年度）	平均勤続年数（前事業年度）
289名（△18名）	36.4歳（35.5歳）	5年0ヶ月（4年7ヶ月）

(8) 主要な借入先の状況（平成28年10月31日現在）

（単位：千円）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,347,327
株 式 会 社 四 国 銀 行	1,292,609
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	584,476
株 式 会 社 京 都 銀 行	567,186
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	530,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 67,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,901,900株
- (3) 株主数 7,964名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
中 島 興 産 株 式 会 社	4,721,000株	34.0%
伏 見 管 理 サ ー ビ ス 株 式 会 社	1,800,000	13.0
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,508,400	10.9
中 島 雄 司	338,000	2.4
五 十 嵐 幸 造	312,000	2.2
牛 島 慎 吾	300,000	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	285,100	2.1
西 河 洋 一	210,000	1.5
神 林 忠 弘	194,000	1.4
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラスト ベネフィット プリンシパル オール セクター サポートフォリオ	181,600	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式を3,031,466株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年10月31日現在）

平成22年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 54個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 5,400株
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり25,600円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり62,500円
(1株当たり625円)

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、1株当たり441円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、1株当たり440円とする。
なお、行使価額が調整された場合は、いずれの金額も調整される。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成24年3月10日から平成32年2月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社第11回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによる。
- ・当社従業員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	27個	2,700株	3名
取締役（監査等委員）	27個	2,700株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況（平成28年10月31日現在）

平成22年2月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
208個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 20,800株
- ・新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり62,500円
(1株当たり625円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、1株当たり441円とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、1株当たり440円とする。

なお、行使価額が調整された場合は、いずれの金額も調整される。

・新株予約権を行使することができる期間

平成24年3月10日から平成32年2月19日まで

・新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② その他の権利行使の条件は、当社第11回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによる。

・当社使用人等の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
当 社 使 用 人	208個	20,800株	30名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成28年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島雄司	
常務取締役	牛島慎吾	企 画 営 業 部 長
常務取締役	堀 巖	生 産 本 部 長 特 建 事 業 部 長
取 締 役	東 秀 彦	管 理 部 長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	藤本智章	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田村一美	田村一美会計事務所所長 神明監査法人代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	水永誠二	牧野内総合法律事務所弁護士 株式会社アーネストワン社外監査役

(注) 1. 当社は、平成28年1月26日開催の第17回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。本移行に伴う任期満了により常勤監査役 藤本智章氏、監査役（社外）田村一美氏および監査役（社外）水永誠二氏は退任し、同株主総会において、それぞれ監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

2. 取締役（監査等委員）田村一美氏および取締役（監査等委員）水永誠二氏は、社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員・常勤）藤本智章氏および取締役（監査等委員）田村一美氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・藤本智章氏は、税理士事務所に在籍し、決算手続ならびに財務諸表の作成等に携わった経験を有しております。
 - ・田村一美氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために藤本智章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）田村一美氏および取締役（監査等委員）水永誠二氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （－）	104,080千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	17,020千円 （6,260千円）
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	3,600千円 （1,200千円）
合 計 （うち社外役員）	7名 （2名）	124,700千円 （7,460千円）

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役を含めております。なお、当社は、平成28年1月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 人数欄の合計は、監査等委員である取締役と監査役の重複する人数を除いて記載しております。
 3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 取締役の報酬限度額は、平成28年1月26日開催の第17回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額25,000千円以内と決議いただいております。
 5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
 6. 報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額26,600千円（取締役（監査等委員を除く）4名に対し23,080千円、取締役（監査等委員）3名に対し3,520千円（うち社外取締役2名に対し860千円））が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）田村一美氏は、田村一美会計事務所の所長および神明監査法人の代表社員であります。なお、当社と同事務所および同法人との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）水永誠二氏は、牧野内総合法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同事務所の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）水永誠二氏は、株式会社アーネストワンの社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	活 動 状 況
取締役 （監査等委員） 田村一美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、監査役会4回のうち4回全ておよび監査等委員会10回のうち10回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会および監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員） 水永誠二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、監査役会4回のうち4回全ておよび監査等委員会10回のうち10回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会および監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度において、会計監査人に対する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価の支払はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社子会社は、次の企業理念を掲げ、全ての役員および使用人（当社および当社子会社の業務に従事する全ての者を含む。）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

【企業理念】

1. 住宅作りにおいて、社会へ貢献する。
2. より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会へ貢献する。

3. 人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。

当社および当社子会社は、この企業理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築する。

また、今後も内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めなければならない。

(2) 内部統制システムに関する体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

i 取締役会は、取締役会の運営に係る規程を整備し、当該規程に則り会社の業務を決定する。

ii 取締役会は、法令等を遵守する体制を確保するために、全ての役員および使用人の行動を規律する企業倫理規程を制定するとともに、その他の社内諸規程を整備し、取締役による職務の執行を統制・監視する。

iii 取締役は、取締役会から授けられた範囲における業務執行を、法令等を遵守して行う権限と責任を有する。

iv 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

v 取締役会および取締役の業務執行状況は、監査等委員会の監査を受ける。

vi 代表取締役社長は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置する。取締役の業務執行状況は、内部監査室の監査を受ける。

vii 取締役の職務執行につき、法令等に違反する行為等を発見した者は、速やかに職制を通じて担当取締役に報告を行う。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、企業倫理規程に定めるエマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

i 取締役の職務の執行に係る情報については、管理基準および管理体制を整備し、法令および社内規程に基づき作成・保存し、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧し、謄写可能な状態にて管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i 役員および使用人は、その担当する職務におけるリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直しを行う。

ii 役員および使用人は、当社の経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合には、担当取締役に職制を通じて適切に報告を行う。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。

- iii リスク管理体制の基礎として、緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・対応策など総括的に管理を行い、損害の発生を抑止するとともに、発生した損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 取締役の職務分担を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。
 - ii 経営上の重要な事項については、各部門の次長職以上で構成される経営会議において慎重に協議を行うとともに、会社全体の意思統一を図る。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 全ての役員および使用人がとるべき行動の基準、規範を示した企業倫理規程に基づき、職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うとともに、研修等を通じてコンプライアンス教育・啓発を行い、企業倫理規程の実践的運用と徹底を行う。
 - ii 使用人は、職務の執行に際し適法性について疑念が生じた場合には、顧問弁護士、公認会計士等に相談し助言を受ける等、適切に対応する。
 - iii 使用人の職務の執行が法令等に違反する行為等を発見した者は、速やかに職制を通じて担当取締役に報告する。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。
 - iv 使用人の職務執行に問題があった場合には、就業規則等に則り適正に処分する。
 - v 使用人の職務執行状況は、内部監査室による監査を受ける。内部監査室はその結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層および監査等委員会に適宜報告する。
- ⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 当社の取締役のうち、当社子会社の取締役を兼任する者を設け、これにより、当社子会社の他の取締役の職務執行の監視・監督を行う。
 - ii 当社の子会社管理状況および当社子会社の業務活動について、当社の監査等委員会による監査および必要に応じて内部監査を実施する。

- iii 当社の現在の子会社の事業規模、使用人数などから、取締役が直接的にその業務の状況を管理している。
- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - i 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、同使用人を置く。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で決定することで、取締役からの独立性を確保する。
 - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会から監査業務のために必要な指示を受けた場合は、当該指示に関して監査等委員でない者の指示を受けない。
- ⑨ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - i 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実もしくは法令、定款違反その他の不正行為となる事実を発見したとき、または当該事実を発見した者から報告を受けたときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
 - ii 監査等委員は、取締役会において、取締役の業務執行に関する報告を受ける他、重要と認める会議体等に出席することができる。
 - iii 監査等委員はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に対してその説明を求めることができる。
 - iv 内部監査室は、監査等委員会がその業務の遂行上必要とする場合には、内部監査に基づく監査資料を遅滞なく提出すべき旨、内部監査規程に定めている。
 - v 当社の監査等委員のうち、当社子会社の監査役を兼任する者を設け、当該子会社の業務の状況などについて、必要に応じて監査等委員会に報告を行う。
- ⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - i 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

- ii 職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。エマージェンシー・ライン制度は、情報発信者がこの制度の趣旨を理解した上で利用した場合には、職務上の不利益を受けない。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - i 監査等委員が、監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - ⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ii 監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努める。
 - iii 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行い、連携を図る。
 - iv 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士などの外部アドバイザーの助言を受ける機会を保障する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、毎月開催する全体会議や支店長会議、各種社内研修を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、エマージェンシー・ライン制度についても、使用人に対する周知を継続的に行っております。

② リスクマネジメント

当社は、毎月開催される経営幹部による経営会議、中間管理職層による中間層経営会議などにおいて、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。内部監査の結果は、経営陣への報告ならびに被監査部門へのフィードバックが行われ、必要に応じて改善指示、改善計画の策定・実施ならびに改善状況のフォローアップを実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告の基本方針」を定め、これに基づく内部統制体制を構築しており、経営陣を委員とした内部統制委員会が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常に企業価値を高めることにより、株主に対し長期的に貢献できる企業を目指しております。従って、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開に備えるための内部留保資金の確保、ならびに企業業績等も勘案したうえで、安定した利益還元を念頭に置きながら、配当性向20%を目標として実施してまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記の考えの下、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき21円とさせていただきます。この結果、すでに、平成28年7月19日に実施済みの中間配当金1株につき19円と合わせまして、年間配当金は1株につき40円となり、配当性向は18.9%となります。

内部留保資金につきましては、主に事業活動に必要な分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等として有効活用してまいりたいと考えております。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,337,924	流 動 負 債	14,691,819
現金及び預金	18,491,602	支払手形	2,417,150
売掛金	1,049	工事未払金	2,636,441
販売用不動産	7,830,226	短期借入金	7,921,000
仕掛販売用不動産	9,061,191	1年内返済予定の長期借入金	76,350
未成工事支出金	1,571,164	未払金	70,224
貯蔵品	2,912	未払費用	24,814
前渡金	191,588	未払法人税等	922,285
前払費用	46,394	前受金	156,082
繰延税金資産	127,369	預り金	177,149
その他	14,426	賞与引当金	211,996
固 定 資 産	5,446,167	役員賞与引当金	26,600
有 形 固 定 資 産	5,060,388	完成工事補償引当金	22,145
建物	2,547,691	その他	29,580
構築物	72,485	固 定 負 債	1,838,282
機械及び装置	7,626	長期借入金	1,598,100
車両運搬具	77,905	退職給付引当金	222,929
工具、器具及び備品	149,699	その他	17,252
減価償却累計額	△670,379	負 債 合 計	16,530,101
土地	2,873,621	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,738	株 主 資 本	26,221,117
無 形 固 定 資 産	15,799	資 本 金	1,584,837
ソフトウェア	7,045	資 本 剰 余 金	1,340,894
電話加入権	411	資 本 準 備 金	1,339,186
その他	8,341	その他資本剰余金	1,708
投 資 其 他 の 資 産	369,979	利 益 剰 余 金	25,893,703
出 資 金	461	利 益 準 備 金	5,400
投資有価証券	168,003	その他利益剰余金	25,888,303
関係会社株式	7,200	圧縮積立金	10,184
長期前払費用	19,976	繰越利益剰余金	25,878,118
繰延税金資産	77,587	自 己 株 式	△2,598,317
その他	96,750	評価・換算差額等	26,165
資 産 合 計	42,784,092	その他有価証券評価差額金	26,165
		新 株 予 約 権	6,707
		純 資 産 合 計	26,253,990
		負 債 純 資 産 合 計	42,784,092

損 益 計 算 書

(平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		41,811,492
売 上 原 価		34,147,291
売 上 総 利 益		7,664,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,148,324
営 業 利 益		4,515,876
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	373	
受 取 配 当 金	3,489	
損 害 賠 償 金	4,560	
安 全 協 力 会 費 収 受 金	3,792	
未 払 配 当 金 除 斥 益	10,284	
そ の 他	4,185	26,684
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98,837	
そ の 他	5,052	103,889
経 常 利 益		4,438,672
特 別 利 益		
完 成 工 事 補 償 引 当 金 戻 入 額	1,830	
新 株 予 約 権	691	2,522
税 引 前 当 期 純 利 益		4,441,194
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,515,688	
法 人 税 等 調 整 額	△9,095	1,506,593
当 期 純 利 益		2,934,601

株主資本等変動計算書

(平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,584,837	1,339,186	1,650	1,340,836	5,400	10,878	23,469,831	23,486,110
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△263,492	△263,492
剰余金の配当 (中間配当額)							△263,515	△263,515
当期純利益							2,934,601	2,934,601
自己株式の処分			57	57				
圧縮積立金の取崩						△694	694	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	57	57	—	△694	2,408,287	2,407,592
当 期 末 残 高	1,584,837	1,339,186	1,708	1,340,894	5,400	10,184	25,878,118	25,893,703

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2,600,374	23,811,410	29,939	29,939	8,012	23,849,363
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△263,492				△263,492
剰余金の配当 (中間配当額)		△263,515				△263,515
当期純利益		2,934,601				2,934,601
自己株式の処分	2,057	2,114				2,114
圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,774	△3,774	△1,305	△5,080
当期変動額合計	2,057	2,409,707	△3,774	△3,774	△1,305	2,404,627
当 期 末 残 高	△2,598,317	26,221,117	26,165	26,165	6,707	26,253,990

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産

および未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～47年
構築物	10年～40年
機械及び装置	10年～17年
車両運搬具	2年～5年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失および補償サービス費用を補填するため、過去の分譲建物に係る補修費等の実績ならびに第三者からの見積等を基準として将来の補償見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の事業年度において一括して費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ133千円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「損害賠償金」および「安全協力会費収受金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

なお、前事業年度の「損害賠償金」は1,285千円、「安全協力会費収受金」は1,017千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	1,550,000千円
販売用不動産	705,407千円
仕掛販売用不動産	2,701,542千円
建物	1,482,459千円
土地	1,840,629千円
計	8,280,039千円

② 担保に係る債務

短期借入金	5,184,000千円
1年内返済予定の長期借入金	76,350千円
長期借入金	1,598,100千円
計	6,858,450千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	一千円
② 短期金銭債務	1,646千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	9,828千円
営業取引以外の取引による取引高	6,880千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式	16,901,900株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式	3,031,466株
------	------------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年12月11日 取締役会	普通株式	263,492千円	19円	平成27年10月31日	平成28年1月12日
平成28年6月2日 取締役会	普通株式	263,515千円	19円	平成28年4月30日	平成28年7月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年12月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	291,279千円	21円	平成28年10月31日	平成29年1月12日

- (4) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
- 普通株式 26,200株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、分譲用地の仕入資金を始めとする事業活動に必要な資金を、主に銀行からの短期借入により調達しております。なお、設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、適切な手段を用いて資金調達を行うこととしております。

デリバティブ取引については、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクまたは発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形および工事未払金については、1年以内の支払期日であります。これらは決済時において流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

短期借入金および長期借入金については、主に分譲用地の仕入資金および収益物件の購入等に対する資金調達であります。これらは返済または利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。また、借入金のうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されているため、月次単位で報告資料を作成し、調達金利の動向を把握することによって管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年10月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,491,602	18,491,602	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	167,973	167,973	—
資産計	18,659,576	18,659,576	—
(1) 支払手形	2,417,150	2,417,150	—
(2) 工事未払金	2,636,441	2,636,441	—
(3) 短期借入金	7,921,000	7,921,000	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	76,350	76,350	—
(5) 長期借入金	1,598,100	1,598,100	—
負債計	14,649,042	14,649,042	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券のうち株式については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	30
子会社株式	7,200

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	18,485,993	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	7,921,000	—	—	—	—	—
長期借入金	76,350	466,350	76,350	76,350	133,106	845,944
合計	7,997,350	466,350	76,350	76,350	133,106	845,944

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、兵庫県および大阪府において、賃貸用マンション等（土地を含む。）を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は96,804千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
3,845,025千円	157,378千円	4,002,404千円	3,984,944千円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加額は賃貸用マンション建築（204,223千円）および不動産取得（144,426千円）であり、主な減少額は減価償却費（112,651千円）であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当事業年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
完成工事補償引当金	6,822千円
未払事業税否認	56,138千円
未払費用否認	57,689千円
退職給付引当金	68,171千円
長期未収入金	16,539千円
土地評価損	3,856千円
資産除去債務	4,926千円
その他	7,612千円
繰延税金資産合計	221,756千円
繰延税金負債	
前払費用認定損	△540千円
資産除去債務に対応する除去費用	△626千円
圧縮積立金	△4,106千円
その他有価証券評価差額金	△11,526千円
繰延税金負債合計	△16,800千円
繰延税金資産の純額	204,956千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.21%から平成28年11月1日に開始する事業年度および平成29年11月1日に開始する事業年度以降に見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年11月1日に開始する事業年度以降に見込まれる一時差異については、30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,783千円減少し、法人税等調整額が13,398千円、その他有価証券評価差額金が614千円、それぞれ増加しております。

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器および車両運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,892円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	211円59銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

ファースト住建株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 要 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファースト住建株式会社の平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月23日

ファースト住建株式会社 監査等委員会
監査等委員・常勤 藤 本 智 章 ㊞
監査等委員 田 村 一 美 ㊞
監査等委員 水 永 誠 二 ㊞

(注) 監査等委員田村一美及び水永誠二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金 1,339,186,000円の全額
- (2) 資本準備金の額の減少の効力発生日
平成29年3月10日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	なかじまゆうじ 中島雄司 (昭和32年6月8日生)	昭和60年4月 飯田建設工業株式会社（現一建設株式会社）入社 平成11年7月 当社取締役就任 平成12年3月 当社代表取締役就任 平成12年10月 当社代表取締役社長就任（現任）	338,000株
<p><取締役候補者とした理由> 中島雄司氏は、当社創業者として長年にわたり経営の先頭に立ち当社の発展に大きな貢献を積み重ねるとともに、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。</p>			
2	うしじましんご 牛島慎吾 (昭和36年7月4日生)	平成6年9月 株式会社ライフ住宅入社 平成12年10月 当社入社 平成13年8月 当社取締役企画営業部長就任 平成17年11月 当社取締役開発事業部長就任 平成19年11月 当社取締役本社事業部長就任 平成20年8月 当社取締役企画営業部長就任 平成24年2月 当社常務取締役企画営業部長就任（現任）	300,000株
<p><取締役候補者とした理由> 牛島慎吾氏は、取締役に就任して以来、長年にわたり営業部門の責任者として当社の発展に大きな貢献を積み重ねるとともに、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	ほりいづみ 堀 巖 (昭和28年5月23日生)	平成10年3月 朝日ハウス産業株式会社入社 平成15年3月 当社入社 平成20年11月 当社工事部次長 平成21年11月 当社工事部長 平成22年1月 当社取締役工事部長就任 平成24年2月 当社常務取締役工事部長就任 平成26年3月 ファースト工務店株式会社社外取締役就任(現任) 平成27年9月 当社常務取締役生産本部長兼特建事業部長就任(現任)	700株
	<p><取締役候補者とした理由> 堀巖氏は、取締役に就任して以来、長年にわたり工事部門の責任者として当社の発展に大きな貢献を積み重ねるとともに、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者といたしました。</p>		
4	ひがしひでひこ 東 秀彦 (昭和32年6月14日生)	昭和62年10月 監査法人中央会計事務所入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成19年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成23年11月 当社入社、管理部長 平成24年1月 当社取締役管理部長就任(現任) 平成26年3月 ファースト工務店株式会社社外取締役就任(現任)	1,000株
	<p><取締役候補者とした理由> 東秀彦氏は、公認会計士としての資格と経験を有する他、取締役に就任して以来、管理部門の責任者として当社の発展に大きな貢献を積み重ねるとともに、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者といたしました。</p>		
5	※ なかやまなると 中山 成人 (昭和46年1月15日生)	平成5年3月 豊島商事入社 平成15年6月 当社入社 平成25年11月 執行役員浦和支店長 平成27年9月 執行役員首都圏支社長(現任)	—
	<p><取締役候補者とした理由> 中山成人氏は、当社入社以来、支店長・支社長の職を歴任し、主力の戸建事業における営業実績を積み重ねてきた他、関東圏への事業進出を牽引してまいりました。これらの経験と実績を活かし、今後の当社の事業拡大ならびに企業価値向上に貢献するものと期待できることから、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

今般、役員報酬制度の見直しならびに諸般の事情を考慮して、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額1,575万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって5名となります。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への支給時期および配分については取締役会にご一願いたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数	1,200個を1年間の上限といたします。
目的となる株式の種類	当社普通株式12,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、10株といたします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

- (4) 新株予約権を行使できる期間
新株予約権の割当日の翌日から20年以内といたします。
- (5) 新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。
- (7) その他新株予約権の内容
上記(1)から(6)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を、本総会にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件として、導入することを決定いたしました。

そこで、本議案は、本プランについて株主の皆様の意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様の過半数の賛成をもって本プランの導入のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの導入は、上記取締役会において、監査等委員を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

I. 会社支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えています。

Ⅱ. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業（戸建住宅販売）を主力事業としており、以下の企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。

<企業理念>

- 一、 住宅作りにおいて、社会へ貢献する。
- 二、 より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会へ貢献する。
- 三、 人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進めるために年間2～3支店を目途に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、前年において大型木造建築物の請負事業、土地有効活用事業に係る専門部署も新設しております。

当社は、経営の重点課題として以下の事項を認識しております。

- ・人材（当社においては人財といたしております。）の活用と採用

採用においては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期採用を継続して実施するとともに、中途採用も実施して即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、現場での実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的で開催し、業務に必要となる知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

- ・施工能力の確保と建設労働者の高齢化、減少への対応

継続して協力業者の新規開拓に取り組むとともに、子会社のファースト工務店株式会社における若手大工職人の育成、海外からの技能実習生の受入等の取

り組みを行っております。

- ・多方面への住宅事業、同関連事業への進出による安定的な経営基盤の確立

現在、注文住宅の請負工事、マンション分譲や不動産賃貸等のマンション事業を始め、集合住宅など大型木造建築物の建築請負等を行う特建事業や土地有効活用など、安定的な経営基盤の確立を目指して、住宅に関する周辺領域を対象とした事業分野の拡大を徐々に進めております。

2. コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々（株主、従業員、顧客、地域社会等）からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所 平成27年6月1日）に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」（平成28年7月19日）をご覧ください。

（企業統治の体制）

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役に構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

（内部監査および監査等委員会による監査）

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長および取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、平成28年10月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

また、当社の筆頭株主であり議決権の34.04%を保有する中島興産株式会社は、当社代表取締役中島雄司が同社の代表取締役を兼務しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。当社と中島興産株式会社の間には、代表取締役以外に役員等の兼務はなく、中島興産株式会社が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。従って、当面は安定株主として当社株式を保有するものと認識されますが、将来は中島興産株式会社の事情や当社の今後の資本政策等により議決権の保有割合が低下する可能性は否定できません。このような状態に至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大規模買付行為が行われる可能性も想定されることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するためには、本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者(以下、「買付け等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等（注1）について、議決権保有割合（注2）が20%以上となる買付けその他の取得（注3）
- (ii) 当社が発行者である株式等（注4）について、当社の特定の株主の株式等の議決権保有割合（注5）およびその特別関係者（注6）の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得（注7）
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権保有割合の合計が議決権の20%以上となるような場合に限り。）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ。）とみなします。また、かかる議決権保有割合の計算上、当社の議決権の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる議決権の所有割合の計算上、当社の議決権の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者および(ii) 契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9) 本文の(iii) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付け等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、投下資本の回収方針、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注10）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(注10) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等を行います。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注11）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 大規模買付け等の実行後における、役員候補者およびその略歴
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xii) 前各号に定めるほか、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要なと判断する情報

(注11) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要なであると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設

定し、速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主および投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程(概要については別紙2をご参照ください。)に従い、当社社外取締役、または社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙3に記載の3氏が就任いたします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、

弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることが出来るものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか

あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っている
と判断される場合

- (ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的
二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘する
ことなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしない
で、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等
の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆
様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類およ
び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得
の時期および方法を含みます。)、違法性の有無ならびに実現可能性
等を含むがこれらに限られません。))が、当社の企業価値に照らして
著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価
値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、
当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社
の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれ
があると判断される場合
- (チ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な
将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しな
い場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (リ) 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力ま
たはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等
が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると
判断される場合
- (ヌ) その他(イ) から(リ) までに準じる場合で、当社の企業価値・株主
共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するも
のとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向
上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動その他必要な決
議を行うものとします。

また、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされ
た場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊
重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれ
がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、ま
たは不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に関

うべく下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付け等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続きが執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続きを取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとする

ときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは本総会における承認を条件として効力を生じ、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の尊重

当社は、取締役会において決議された本プランを本総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2.(3)に記載した通り、本プランの有効期間は本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、本総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 当社判断の客観性・合理性の確保

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様のご有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本プランによる本新株予約権の無償割当てを行う場合の株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様のご有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、例外事由該当事者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当事者以外の株主の皆様のご有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況（平成28年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 67,600,000株
(2) 発行済株式の総数 16,901,900株
(3) 株主数 7,964名
(4) 当社の大株主の株式保有状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	出資比率(%)
中島興産株式会社	4,721,000	34.04
伏見管理サービス株式会社	1,800,000	12.97
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,508,400	10.87
中島 雄司	338,000	2.43
五十嵐 幸造	312,000	2.24
牛島 慎吾	300,000	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信 託口)	285,100	2.05
西河 洋一	210,000	1.51
神林 忠弘	194,000	1.39
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラ スト ベネフィット プリンシパル オール セ クター サポートフォリオ	181,600	1.30

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,031,466株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の出資比率は、議決権の比率にて計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役または(2) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止および変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

今川 忠（いまがわ ただし）

昭和57年4月 弁護士登録
協和総合（旧阪口春男）法律事務所入所
昭和62年4月 協和総合法律事務所 パートナー弁護士
平成19年4月 大阪弁護士会副会長
平成25年6月 昭栄薬品株式会社取締役（監査等委員）（現任）
平成27年4月 大阪府人事監察委員会委員（現任）

田村 一美（たむら かずみ）

昭和61年4月 瑞穂監査法人入所
平成元年10月 公認会計士登録
平成3年1月 田村一美公認会計士事務所（現田村一美会計事務所）開設
所長（現任）
平成14年7月 当社監査役就任
平成18年7月 神明監査法人代表社員就任（現任）
平成28年1月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

水永 誠二（みづなが せいじ）

平成元年4月 弁護士登録
中村法律事務所入所
平成3年4月 牧野内総合法律事務所入所（現任）
平成15年6月 株式会社アーネストワン社外監査役就任（現任）
平成16年1月 当社監査役就任
平成28年1月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）

※ 田村一美氏および水永誠二氏は社外取締役（監査等委員）です。

田村一美氏および水永誠二氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

上記3氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当事者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部または例外事由該当事者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

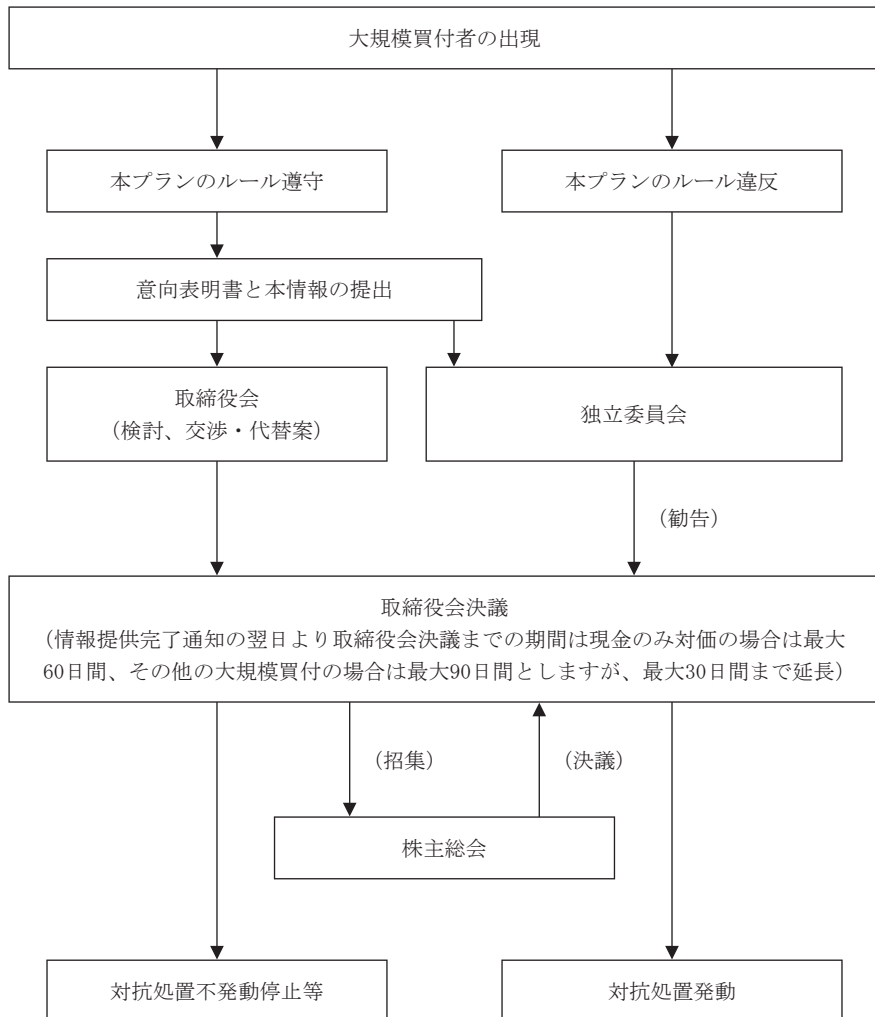
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

本プランの概要



※ 本図は、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

以 上

株主の皆様へ

平成29年1月11日

ファースト住建株式会社

代表取締役社長 中島雄司

株主懇談会のご案内

拝啓 株主の皆様には平素より格別のお引き立てを賜り、心よりお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会終了後に株主懇談会を開催させていただきます。日頃お目にかかることの少ない株主の皆様から、さまざまな貴重なご意見を賜りたく、軽食を準備しお待ち申しあげます。

短時間ではありますが、弊社役員とご歓談いただきまして、弊社へのご理解を一層深めていただければと願ひ、ここにご案内申しあげる次第でございます。

株主の皆様におかれましては大変ご多忙の折、恐縮ではございますが、是非ともご出席賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 株主懇談会開催場所

尼崎市中小企業センター 1階ホール

2. 開催日時

平成29年1月26日（木曜日）

開催時間は定時株主総会終了後に1時間程度を予定しております。

3. 株主懇談会ご入場について

- ① 株主懇談会会場の収容能力および警備上、ご同伴の方も含め株主様ご本人以外の方のご入場はできませんので何卒ご了承ください。

また、株主懇談会ご入場に当たっては定時株主総会会場ご入場受付でお渡しする出席票のご提示が必要となります。

- ② 不測の事態により開催が困難となった場合、急遽中止とさせていただきます。こともございますのでお含みおきのほどお願い申しあげます。

なお、中止の場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.f-juken.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

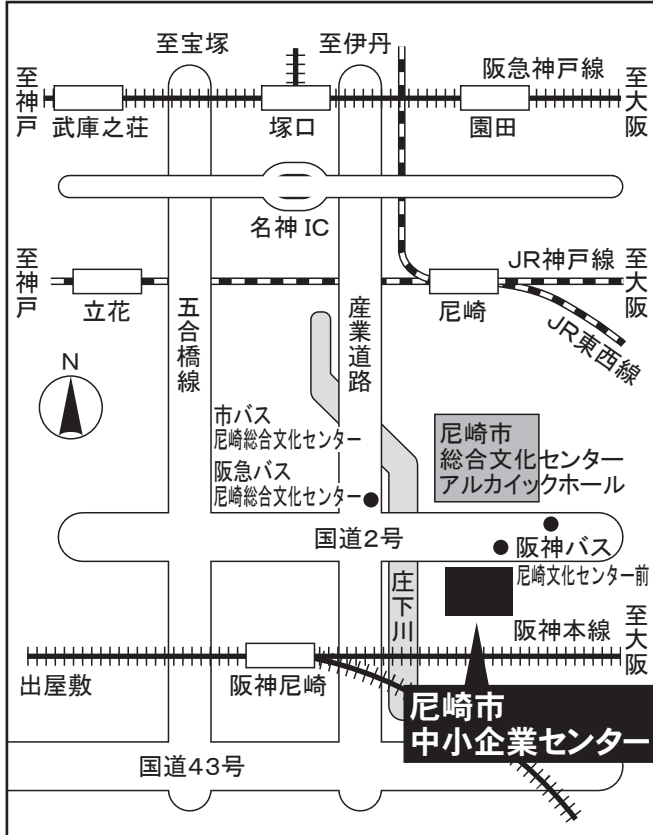
以 上

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場：〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター 1階ホール
TEL 06-6488-9501 FAX 06-6488-9525
URL : <http://www.ama-in.or.jp>



交通 ○阪神尼崎駅 徒歩約5分

阪急線、JR線の各駅からは、バスをご利用ください。

- ※ 駐車場サービス券等をご用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ※ 一昨年から、株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。